

平成 20 年 11 月 12 日

関係各位

ジョインベスト証券株式会社

金融庁による行政処分について

本日、弊社は、平成 20 年 10 月 14 日(火)の東京証券取引所上場銘柄の比例配分処理にかかるお客様への対応について、金融庁から金融商品取引法第 51 条に基づき、以下の通り業務改善命令を受けました。

【業務改善命令の内容】

平成 20 年 10 月 14 日(火)に比例配分となった東京証券取引所の上場株式の割当があった顧客への対応について、

- ① 影響を受けた顧客に対する適切な説明・対応に万全を期すること。
- ② 平成 20 年 10 月 14 日(火)夜に「失効」通知を行った原因や、その後の顧客対応(影響を受けた顧客に対する個別の連絡を同月 15 日(水)夜まで行わず、また、その後同月 25 日(土)になって初めて当該「約定」の取消しを認めることとした一連の状況)を踏まえ、このような問題が生じた根本的な原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢・内部管理態勢の充実・強化を含めた再発防止策を策定・実施すること。

上記①・②について、その実施状況を平成 20 年 12 月 11 日(木)までに、及び必要に応じて随時に、書面により報告すること。

今回の業務改善命令を厳粛に受け止めるとともに、お客様ならびに関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお弊社は、本件に関しまして以下の社内処分を実施いたしました。

報酬・3ヶ月・30%カット	代表取締役社長	福井正樹
報酬・3ヶ月・10%カット	代表取締役	平野信介
口頭嚴重注意	コンプライアンス部長	

弊社は、今後とも一層の内部管理体制の強化・充実に取組み、再発の防止ならびに信頼の回復に努めてまいります。

以上

<お客様問合せ先> ※おかけまちがないようご注意ください。

カスタマーサポート	フリーダイヤル	: 0120-142-855
	携帯・PHS	: 03-5460-0909
	受付時間	: 平日 8:30~17:00 (年末年始を除く)

(当社に関する事項)

ジョインベスト証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第91号
加入協会名：日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会